

## 盲導犬との社会参加は当たり前

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

北海道には昭和45年11月の設立

以来、盲導犬の育成と視覚障がい者へ盲導犬を貸与することを柱として活動する公益財団法人北海道盲導犬協会という素晴らしい団体がある。昨年のデータではあるが、全国の盲導犬数1010頭のうち、協会の出身盲導犬は95頭もあり、そのうち44頭は北海道外で日々活躍している。しかも、協会は昭和53年より引退した盲導犬たちを迎え入れる老犬ホームを世界で初めて整備し、いまだ、協会から巣立っていき全国で長年活躍してきた盲導犬などが高齢になって引退して再び協会に戻り、24時間体制で職員やボランティアの方々の温かい愛情に包まれて余生を送っている。すでにハーネスが外され、長年連れ添ったユーザーとも別れた老犬に対して、寂しい思いをさせないよう、少しでも楽しく過ごせるようにと老犬の幸せを心から祈る姿がある。盲導犬の中には、パピーウォーカー（11歳後50日から約1年間、家族としてたくさんの愛情を注いで子犬を育てるボランティア家族）に再び引き取られ、家族して最後まで一緒に過ごしている

老犬もいる。

さて、これも昨年の統計であるが盲導犬を希望する方々が全国に4000人ほどいるが、国内の盲導犬数は1010頭に過ぎない。つまり、盲導犬と一緒に生活ができている方々は盲導犬希望者の4人に1人しかない。人の目となり心の支えとなる盲導犬と一緒に生活ができていない視覚障がい者の方に存在する日常生活上の障壁はあまりにも多い。バスや地下鉄に乗車するなどしてさまざまな場所に移動すること自体、その歩む一歩一歩に見えない数多くの高い障壁がある。また、盲導犬と一緒に生活しているユーザーですら、盲導犬を伴って社会参加することが難しい現実もある。そこで、我が国では、平成14年10月1日から身体障害者補助犬法（11盲導犬、聴導犬、介助犬を総称する言葉）が施行され、国や地方公共団体などが管理する施設、鉄道事業者、バス事業者、航空・船舶会社などが管理する旅客施設、スーパーマーケット、デパート、ホテル、レストランなどの不特定多数の方が利用する民間施設など（なお、この部分は翌平

成15年10月1日に施行された）に身体障害者補助犬を同伴することを

拒んではならないと定めた。しかし、平成20年11月に至っても、兵庫県が実施した身体障がい者を対象とした職員採用試験において、介助犬を同伴した女性受験者に対して、「犬アレルギーの受験者に配慮した」という理由で介助犬との同伴を拒否した事件や、平成22年7月には、盲導犬を連れた女性がバスに乗車しようとしたところ、「盲導犬を乗せるのは嫌だ」といって乗車を拒否した事件が起きている。これらの事例はおそらく氷山の一角に過ぎないであろうし、盲導犬を同伴するユーザーの社会参加を阻む障壁を作っているのは我々の姿なのだと思わざるを得ない。いつも思うことであるが、自分を取り巻く周りの姿は自分自身を映し出す鏡なのである。

ユーザーが喫茶店などで飲み物をゆつくりと飲んでいる際に静かに横に座っているだけであり、ユーザーの行動も当たり前の細やかな行動なのである。さまざまな意見があるのが、私自身は、盲導犬などの身体障害者補助犬を同伴するユーザーのこれら当たり前の行動を制限する論理として、「犬アレルギーがある」とことや「犬嫌い」を理由とすることは到底認められるものではないと考えている。ところが、北海道新聞の朝刊記事（平成27年5月29日）によれば、道内の視覚障がい者が室蘭市で開催を予定していた卓球交流会（10年ほど続いていた卓球交流会）を中止せざるを得なくなったこと、卓球交流会の近くにある3件のホテルが盲導犬同伴での宿泊を拒否したり即答を避けたことが理由で中止となったようである。受け入れ先との調整には時間をかける必要はあるのが、犬を持ち込んだ宿泊客がいて、犬のふん尿の臭いと抜け落ちた毛の清掃で数日部屋を使用できなかったことを拒否理由にあげたのはいかなものかと思う。